

気象警報等発令時の対応について

- 1 登校時、新居浜市又は居住している市に、次の特別警報・警報のいずれかが、発令されている場合は、登校せずに安全を確保し、自宅で待機する。

特別警報・大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報

※大津波警報・津波警報についても同様の対応とする。

上記以外の警報・注意報が発令されている場合は、安全に十分留意して登校する。登校後に上記の警報が発令された場合は、学校の指示に従って対応する。

- 2 正午までに上記の特別警報・警報が解除された場合は、安全に十分留意して速やかに登校する。JR等の公共交通機関が不通となっている場合は、原則として代替の交通手段を用いて登校する。ただし、JR等の公共交通機関に代わる交通手段を確保することができない場合は、自宅待機をし、保護者を通じて学校へ連絡する。
- 3 上記の特別警報・警報が発令されていなくても、また解除後であっても、身の安全が確保できないと判断される場合は、登校しなくてもよい。この場合は、保護者を通じて学校へ連絡する。
- 4 正午の時点でも上記の特別警報・警報が解除されない場合は、臨時休校とする。(定期考査期間の場合は、その日の考査を翌日以降に延期する)。
- 5 土曜課外・長期休業中の課外については、午前7時の時点で上記1に示す特別警報・警報のいずれかが新居浜市に発令されている場合は、課外は中止とする。
- 6 休業日・休日の模擬試験については、次の対応とする。
 - (1) 登校時、新居浜市又は居住している市に、上記1に示す特別警報・警報のいずれかが発令されている場合、及び上記4の場合は、自宅で待機する。
 - (2) 午前9時までに上記の特別警報・警報が解除された場合は、安全に十分留意して、速やかに登校する。
 - (3) 午前9時の時点で、新居浜市に上記1に示す特別警報・警報のいずれかが発令されている場合は、模擬試験は後日実施となる(時間等は後日連絡する)。ただし、2日連続の試験で、1日目が実施されず、2日目が実施される場合は、予定されていた日程どおりに2日目の試験を行い、1日目の試験は後日受験の要領で行う。
- 7 発令された特別警報・警報の確認や登校・自宅待機の判断は各自で行い、学校への電話での問い合わせは原則として行わない。
- 8 自宅待機中は、学校からの連絡が取れるようにしておく。また、本校ホームページやClassi・マチコミ等で連絡する場合もあるので確認する。
- 9 地震・津波等の大災害の発生により通常の登校ができない場合は、安全確保を最優先し、自宅等で待機する。